

人権問題講師紹介事業実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、地域、企業、NPO、行政機関、その他の民間団体等が人権をテーマとする研修会や講演会等（以下「研修会等」という。）を開催するにあたり、研修会等の対象者に合わせた適切な講師を選択し、効果的な研修会等が実施できるよう、県が行う各人権問題の当事者を含む講師情報の提供について必要な事項を定める。

(対象となる研修会等)

第2条

講師を紹介する研修会等は、地域、企業、NPO、行政機関、その他の民間団体等が主催する人権をテーマとする研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 県民の人権問題に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する人権施策の推進に資すると認められるものであること。
- (2) 千葉県内で開催されるものであること。
- (3) 主として千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤する者を対象として開催されるものであること。
- (4) 参加者が概ね30人以上のものであること。
- (5) 講師の講演時間が概ね45分を超え120分以内であること。
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(紹介の申請)

第3条

講師の紹介を受けようとする主催者は、原則として当該紹介を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、「人権問題講師紹介申込書（別記第1号様式）」により千葉県健康福祉部健康福祉政策課長（以下「健康福祉政策課長」という。）に申請しなければならない。

(紹介の決定等)

第4条

前条の規定による申請があった場合は、健康福祉政策課長は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、講師紹介の可否について、「人権問題講師紹介等通知書（別記第2-1号様式）」により、原則として申請書を受理した日から14日以内に申請者に回答するものとする。

- 2 健康福祉政策課長は、前項の規定により講師の紹介を行うことを決定したときは、「人権問題講師紹介等通知書（別記第2-2号様式）」により、直ちに該当講師に通知するものとする。
- 3 健康福祉政策課長は、第1項の規定により講師の紹介を行わないことを決定したときは、「人権問題講師紹介等通知書（別記第2-3号様式）」により理由を記載のうえ申請者に通知するものとする。

（結果の報告）

第5条

講師の紹介を受けた主催者は、当該研修会等の実施結果を「人権問題講師紹介実施結果報告書（別記第3号様式）」により、研修会等を実施した日から10日以内に、健康福祉政策課長に報告するものとする。

（経費負担）

第6条

講師に対する講演料や交通費、研修会等実施に係る会場使用料等については、全て主催者が負担するものとする。

（その他）

第7条

具体的な講演内容等については、講師紹介の決定後に主催者が直接、講師と調整することとするが、紹介の決定後に生じた問題等については、県は一切の責を負わないものとする。

（庶務）

第8条

この要領に関する事務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

附則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月13日から施行する。

様式第1号

人権問題講師紹介申請書

年 月 日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

〒

主催者住所

主催者名称

代表者職氏名

担当者職氏名

電話

FAX

人権問題講師紹介事業実施要領第3条の規定により次のとおり講師の紹介を申請します。

| | |
|-------------------------|---|
| 研修会等の名称 | |
| 研修会のテーマ及び分野 | |
| 希望講師氏名 | 第1希望 第2希望 第3希望 |
| 講演希望日時 | 第1希望 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 第2希望 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 第3希望 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 希望講師と希望日時が共に複数ある場合の優先順位 | 講師優先 ・ 日程優先 |
| 講演場所 | (所在地) |
| 受講対象者及び予定人数 | |
| 謝金希望額 | 円 |
| ※直接交渉を希望される場合は記載不要 | (交通費：込み・別途支給) |

※ 派遣場所を明記した図を添付すること

様式第2-1号

人権問題講師紹介等通知書

年 月 日

(主催者名称) 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました人権問題講師紹介については、人権問題講師紹介事業実施要領第4条第1項の規定により、下記のとおり回答します。

なお、研修会等の開催後10日以内に別紙様式第3号により結果を報告願います。

記

- 1 以下の日程にて、希望講師との調整をいたしました。

| | |
|-------|--|
| 講師氏名 | |
| 日 時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 交 渉 先 | <input type="checkbox"/> 本人に直接 <input type="checkbox"/> 事務所 (名称:) <input type="checkbox"/> その他 () |
| 講師連絡先 | 住 所: 〒 電 話: F A X: E-mail: |

- 2 希望日時にて確認いたしましたが、希望講師との調整がつきませんでした。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者:
電 話: 043-223-2348

人権問題講師紹介等通知書

年 月 日

(紹介講師) 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
(公印省略)

下記への講師紹介を決定したので、人権問題講師紹介事業実施要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

| | |
|---------------|---|
| 研修会等の名称 | |
| 研修会のテーマ及び分野 | |
| 主催者 | 住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 電話 F A X |
| 講演の日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 講演場所 (別添地図参照) | (所在地) |
| 受講対象者及び予定人数 | |
| 講師へ要望事項 | |

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者：
電 話：0 4 3 - 2 2 3 - 2 3 4 8

様式第2-3号

人権問題講師紹介等通知書

年 月 日

(主催者名称) 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました人権問題講師紹介については、下記のとおり紹介を行わないことに決定しましたので、人権問題講師紹介事業実施要領第4条第3項の規定により通知します。

記

- 1 主催者及び研修会等の名称
- 2 紹介を行わない理由

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者：
電 話：043-223-2348

様式第3号

人権問題講師紹介実施結果報告書

年 月 日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

主催者住所
主催者名称
代表者職氏名
担当者職氏名
電話

人権問題講師紹介事業実施要領第5条の規定により、次のとおり研修会等の実施結果を報告します。

| | |
|---------|--------------------------|
| 研修会等の名称 | |
| 実施日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 講師氏名 | |
| 実施場所 | |
| 受講対象者 | |
| 受講者数 | |
| 研修会等の成果 | |

※ 研修会資料等の参考資料を添付すること